

「情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について」の改正について（案）

平成 26 年 9 月 26 日
情報セキュリティ対策推進会議
申合せ事項

1. 目的

サイバー攻撃等により政府機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房情報セキュリティセンターに設置される情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT）の運用を「情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について」（平成 24 年 6 月 20 日情報セキュリティ対策推進会議申合せ）に基づき行っているところである。しかしながら、昨今の情報セキュリティを取り巻く厳しい情勢を踏まえ、体制の一層の強化を図るため、各政府機関から NISC へ要員候補者として推薦する者の上限を 4 名から 6 名とする。その他、情報セキュリティ緊急支援チームの英語表記を「Cyber Incident Mobile Assistance Team」とする等の適切化を図る。

2. 変更箇所（別添 見え消し）

1. 目的

旧：「Cyber Incident Mobile Assistant Team」

新：「Cyber Incident Mobile Assistance Team」

8. 要員候補者の推薦数等

旧：（1）各政府機関から NISC へ要員候補者として推薦する者の数は 4 名を上限とし、原則として 1 名以上とする。

（2）当分の間、要員候補者を推薦することが困難な政府機関は、少なくとも 1 名を研修員として登録する。なお、研修員として登録する者の数と要員候補者として推薦する者の数の合計は、各政府機関で 4 名以下とする。

新：（1）各政府機関から NISC へ要員候補者として推薦する者の数は 6 名 を上限とし、原則として 1 名以上とする。

（2）当分の間、要員候補者を推薦することが困難な政府機関は、少なくとも 1 名を研修員として登録する。なお、研修員として登録する者の数と要員候補者として推薦する者の数の合計は、各政府機関で 6 名以下とする。ただし、そのうち研修員として登録する者の数は 4 名以下とする。

15. 情報の取扱い（一部削除）

CYMAT がその活動により得た支援対象機関等の情報システム障害等に関する情報は、支援対象機関等が行う機密性格付けに従い、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一 ~~管理~~基準」（~~平成 24 年 4 月 26 日~~情報セキュリティ政策会議決定）で定める機密性 2 情報及び機密性 3 情報に相当するものについては、当該支援対象機関等における事象の正確な把握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止の

ための技術的な支援及び助言に限って活用する。

情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について

平成 24 年 6 月 20 日

平成 26 年 9 月 26 日改正

情報セキュリティ対策推進会議

申合せ事項

1. 目的

サイバー攻撃等により政府機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房情報セキュリティセンター（以下「NISC」という。）に設置される情報セキュリティ緊急支援チーム（Cyber Incident Mobile ~~Assistant~~ Assistance Team、以下「CYMAT」という。）の運営等について、以下の事項を申し合わせる。

2. 支援対象機関等

CYMAT の活動において支援の対象とする機関等（以下「支援対象機関等」という。）は、次に掲げるものとする。

- ア 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関若しくはこれらに置かれる機関（以下「政府機関」という。）
- イ 情報セキュリティ対策推進会議オブザーバー参加機関（以下「オブザーバー参加機関」という。）
- ウ 独立行政法人
- エ 支援対象機関等へクラウドサービスを提供している事業者、非意図的に支援対象機関等へサイバー攻撃を行っている電子計算機を管理している事業者など、10.
(1) 又は (2) に基づき要請された事象に直接関係するものであって、CYMAT による支援を行う必要があるものと当該要請を行った機関等が認めたもの（以下「直接関係者」という。）

3. 支援対象事象

CYMAT の活動において支援の対象とする事象は、サイバー攻撃等により支援対象機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象（以下「支援対象事象」という。）とする。

4. 統括

- (1) 政府 CISO である NISC センター長（以下「統括責任者」という。）は、CYMAT の運用に関する事務を統括する。
- (2) NISC 副センター長（以下「統括副責任者」という。）は、必要に応じ、統括責任者を補佐する。また、統括責任者と連絡がとれず、かつ、急を要する場合は、統括副責任者

が統括責任者の職務を行う。

5. 構成

- (1) CYMAT は、管理責任者、現場責任者、要員をもって構成する。
- (2) 管理責任者は、命を受けて、CYMAT の運用に関する事務を掌理する。
- (3) 現場責任者は、命を受けて、CYMAT の運用に関する事務を整理する。
- (4) 要員は、命を受けて、CYMAT の活動にあたる。
- (5) 管理責任者、現場責任者及び要員には、常時勤務に服することを要する国家公務員を充てる。

6. 構成員の指名

- (1) 管理責任者は、NISC に常駐する参事官のうちから、統括責任者が指名する。
- (2) 現場責任者は、NISC に常駐する者のうちから、2名程度を統括責任者が指名する。
- (3) 要員は、政府機関から要員候補者として推薦のあった者及び NISC に常駐する者のうちから、統括責任者が指名する。政府機関から推薦を受けて統括責任者が指名する要員は、内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任又は兼官とした上で、NISC の非常駐職員とし、本務に大きな支障が生じない範囲で CYMAT の活動にあたる。なお、管理責任者は、緊急の場合、NISC に常駐する者を CYMAT の活動に参画させることができる。

7. 研修員

- (1) 政府機関及びオブザーバー参加機関は、事象対策（事象の正確な把握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止をいう。以下同じ。）に関する能力の向上又は要員候補者の育成等のため、CYMAT の活動として実施される研修又は訓練に参加させる者（政府機関又はオブザーバー参加機関において、常時勤務に服することを要する者に限る。）を、研修員として NISC に登録することができる。なお、政府機関が研修員を登録することができる期間は、当分の間とする。
- (2) 政府機関及びオブザーバー参加機関は、CYMAT に対し、当該機関が登録した研修員の研修又は訓練への参加を申し出ることができる。この場合、研修及び訓練に必要な経費の負担は、研修員を登録した当該機関に求める。

8. 要員候補者の推薦数等

- (1) 各政府機関から NISC へ要員候補者として推薦する者の数は **46名** を上限とし、原則として1名以上とする。
- (2) 当分の間、要員候補者を推薦することが困難な政府機関は、少なくとも1名を研修員として登録する。なお、研修員として登録する者の数と要員候補者として推薦する者の数の合計は、各政府機関で **46名** 以下とする。ただし、そのうち研修員として登録する者の数は4名以下とする。
- (3) 各オブザーバー参加機関が研修員として登録する者の数は、4名以下とする。

9. 要員及び研修員の変更

- (1) 政府機関は、要員の変更を求める場合においては、可能な限り速やかに、NISC へ新

たな要員候補者を推薦する。

- (2) 政府機関及びオブザーバー参加機関は、研修員を変更する場合においては、可能な限り速やかに、NISC へ新たな研修員を登録する。

10. 支援要請

- (1) 支援対象事象となりうる事象が発生した政府機関及びオブザーバー参加機関は、CYMAT に事象対策の支援を要請することができる。
- (2) 政府機関は、所管する独立行政法人において支援対象事象となりうる事象が発生した場合は、当該独立行政法人の要請を踏まえ、CYMAT に事象対策の支援を要請することができる。
- (3) (1) 又は (2) に基づく要請を行った政府機関及びオブザーバー参加機関は、直接関係者において支援対象事象となりうる事象が発生した場合は、当該直接関係者の要請を踏まえ、CYMAT に事象対策の支援を要請することができる。
- (4) (1) から (3) に基づく政府機関及びオブザーバー参加機関の要請は、当該機関の最高情報セキュリティ責任者から統括責任者に対して行うことを原則とする。なお、緊急時には、当該機関の組織内 CSIRT（組織内 CSIRT が設置されていない場合は、該当システムに関連する部署とする。）又は要員から管理責任者又は現場責任者に対して要請することも可能とする。

11. 出動

- (1) 統括責任者は、10. (1) から (3) に基づく要請を受けた事象が、支援対象事象であると認めた場合には、CYMAT に対し、出動を命ずる。
- (2) 統括責任者は、支援要請を受ける前であっても、政府機関において支援対象事象が発生していると認めた場合には、CYMAT の出動について、当該政府機関の組織内 CSIRT（組織内 CSIRT が設置されていない場合は、該当システムに関連する部署とする。）の合意を得た上で、CYMAT に対し、出動を命ずることができる。

12. 活動内容

- (1) 出動を命じられた場合、CYMAT は、出動を命じられて支援を行っている支援対象機関等（以下、「事象発生機関等」という。）と情報を共有し、次の活動（以下「支援活動」という。）を行う。
 - ア 事象の正確な把握（発生事象に関連する情報の収集、分析及び被害拡大の予測等）
 - イ 被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のための技術的な支援及び助言（事象発生機関等以外の支援対象機関等の類似事象に関する、被害拡大防止、復旧、原因調査又は発生防止のため、事象発生機関等以外の支援対象機関等に対する支援及び助言を行うことを含む）
 - ウ その他統括責任者の特命に関すること
- (2) CYMAT は、事象発生時に効果的な活動を行うため、平常時において、次の活動を行う。
 - ア 連絡体制の構築
 - イ 予兆の認知及び事象発生時における効果的な支援活動の実施に向けて必要な情報

- セキュリティに関する情報の調査、収集及び分析
 - ウ 活動に必要な技能を習得するための研修及び訓練
 - エ 習得した技能を政府機関及びオブザーバー参加機関と共有し、これらの機関における職員の事象対策能力の向上を図るための取組
 - オ その他統括責任者の特命に関すること
- (3) 管理責任者は、要員の本務に大きな支障が生じない範囲で CYMAT の活動に従事させるよう配慮する。
- (4) 管理責任者は、要員がおおよそ 40 名程度になることを想定し、(1) 及び (2) の活動のための準備を行うよう配慮する。

1 3. 被害状況の報告

- (1) CYMAT が出動した場合、事象発生機関等は、随時、CYMAT に被害状況を報告する。
- (2) (1) に基づく被害状況の報告（以下「被害状況報告」という。）を、政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム（GSOC）及びサイバー攻撃に係る情報収集・集約担当に対する報告・連絡（以下「GSOC への報告等」という。）として NISC が取り扱うことに支援対象機関等が同意する場合、当該支援対象機関等は、被害状況報告に記載した内容について、GSOC への報告等を行うことを省略することができる。
- (3) 大規模サイバー攻撃等を始めとする緊急事態（その可能性のある事態を含む。）においては、事象発生機関等は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等に基づく報告等も行う。

1 4. 支援活動終了

支援活動の終了については、事象発生機関等における最高情報セキュリティ責任者等の意見を踏まえ、統括責任者が決定する。

1 5. 情報の取扱い

CYMAT がその活動により得た支援対象機関等の情報システム障害等に関する情報は、支援対象機関等が行う機密性格付けに従い、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」（~~平成 24 年 4 月 26 日~~情報セキュリティ政策会議決定）で定める機密性 2 情報及び機密性 3 情報に相当するものについては、当該支援対象機関等における事象の正確な把握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のための技術的な支援及び助言に限って活用する。ただし、情報を提供した支援対象機関等と事前に協議し、同意を得た場合には、次の目的に活用することができる。

- ア 情報を提供した支援対象機関等以外の支援対象機関等における事象の正確な把握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のための技術的な支援及び助言
- イ 1 2 (2) アからエに定める活動
- ウ その他統括責任者が必要と認めた目的

1 6. 情報セキュリティ対策推進会議への報告

CYMAT の活動状況については、定期的に、統括責任者から情報セキュリティ対策推進会議に報告し、その要旨を公表する。

17. 支援対象機関等の協力等

- (1) 支援対象機関等は、その任務に大きな支障のない範囲で、可能な限り CYMAT の活動に協力する。
- (2) CYMAT の支援を受けている支援対象機関等における要員及び研修員は、その任務に大きな支障のない範囲で、可能な限り CYMAT へ情報を提供するよう努める。
- (3) 支援対象機関等は、CYMAT が行う技術的な支援及び助言に基づく措置を行う場合には、各支援対象機関等が必要と判断した範囲で実施する。

18. その他

CYMAT の設置及び運営等に関する規程は、統括責任者が定める。

附則

本申合せに基づく運用は、~~平成 24 年 6 月 20 日~~ 平成 26 年 9 月 26 日 から実施する。